

## 議案第40号

### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

次のおり職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する<u>場合において、知事にその旨を申し出たとき又は第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が知事にその旨を申し出た場合は、規則で定めるところにより、支給期間についての特例を定めることができる。</u></p> <p>5～17 略</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する<u>場合</u>については、規則で定めるところにより、支給期間についての特例を定めることができる。</p> <p>5～17 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第15条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。